

別紙(要綱第5条第2項関係)

かながわサポートケア企業認証基準項目

区分	項目内容
1	<p>法第11条 第1項及び第2項、第15条関係                      要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、原則である、93日間、3回を限度とする介護休業制度を、就業規則(従業員が10人未満で就業規則がない場合は準じたもの。以下同じ)に規定していること(認証基準項目19に該当する場合は、必須項目としない。)</p>
2	<p>法第11条 第1項ただし書関係                      有期雇用契約者がいる場合について、法の定める条件の者への介護休業を就業規則に規定していること</p>
3	<p>法第12条 第2項関係                      介護休業を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外していること</p>
4	<p>法第16条の5関係                      要介護状態にある対象家族の介護等を行う場合について、原則である、1年度5日(対象家族が2人以上の場合は10日)を限度とする時間単位の介護休暇を、就業規則に規定していること(認証基準項目19に該当する場合は、必須項目としない。)</p>
5	<p>法第16条の6 第2項関係                      介護休暇を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外していること</p>
6	<p>法第16条の9関係                      要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、所定外労働の制限を、就業規則に規定していること</p>
7	<p>法第16条の9関係                      所定外労働の制限を請求できない者を定める場合について、労使協定等により適切に定めていること</p>
8	<p>法第18条関係                      要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、時間外労働の制限を、就業規則に規定していること</p>
9	<p>法第20条関係                      要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、深夜業の制限を、就業規則に規定していること</p>
10	<p>法第21条 第2項関係                      介護休業の申出があったとき、当該従業員に係る取扱い(待遇、労働条件、社会保険料労働者負担分の支払い方法等)を書面により明示していること</p>
11	<p>法第23条 第3項関係                      要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、1日の所定労働時間の短縮、又はフレックスタイム制、或いは時差出勤(以下、「所定労働時間の短縮等」という)を、3年以上、2回以上取得できるよう、就業規則に規定していること</p>
12	<p>法第23条 第3項ただし書関係                      所定労働時間の短縮等の措置を講じない者を定める場合について、労使協定等により適切に定めていること</p>

必須項目

区分	項目内容	
	13	法第29条関係 職業家庭両立推進者を、適切に選任していること
必須項目	14	法第29条関係 職業家庭両立推進者選任届を、適切に都道府県労働局長あて提出していること
	15	従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握やニーズ把握をしていること(申請日前1年以内の実施) または、申請日前1年以内に、従業員が介護休業を取得した実績があること
	16	従業員に対して、仕事と介護の両立に関する理解を深める研修等を、年1回以上、実施していること
(い ず 選 れ 択 か 項 目 つ )	17	法第23条 第3項・規則第74条 第3項第3号関係 要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、当該従業員に代わって介護するサービスの費用の助成等、経済的な支援制度を設けていること
	18	法第27条関係 家族の介護を理由として退職した者について、再雇用特別制度等を設けていること
	19	家族の介護を行う場合について、法の介護休業制度を上回る対象者、期間、回数等の休業制度及び法の介護休暇制度を上回る対象者、日数、中抜けありの休暇制度を、就業規則に規定していること

法: 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)  
規則: 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号)  
要綱: かながわサポートケア企業認証実施要綱